

告 示

埼玉県告示第四百三十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和元年九月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和元年九月四日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

株式会社山口電建

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県所沢市荒幡一〇三三番地の一

ハ 代表者の氏名

只 修二

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十六）第六三八〇一号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

株式会社山口電建の役員は、禁固以上の刑が確定していた。

このことは、法第八条第十一号（役員等の中に第七号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当することから、法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消し事由に該当する。